

自治会のための

個人情報保護の ガイドライン



那須烏山市役所
総務課行政グループ

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 個人情報を集める前・・・・・・・・・・・・ 2
- 個人情報を集めるとき・・・・・・・・・・ 3～5
- 個人情報を保管しているとき・・・・・・ 6
- 個人情報を第三者に提供するとき・・・・ 7
- 配付済みの個人情報の取扱い・・・・・・・・ 8
- よくある質問・・・・・・・・・・・・・・ 9～11
- 個人情報の保護に関する法律^(抜粋)・・・・ 12～17

はじめに・・・

個人情報って何を指すの？

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。

例えば、氏名・生年月日・住所・電話番号だけでなく、自治会における役職等も氏名とひも付けて管理をしている場合には、個人情報となります。



個人情報保護法って自治会に関係あるの？

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護するため、平成17年4月に施行されました。

その後、平成27年9月に個人情報保護法が改正され、これまでは5,000人以下の個人情報を扱う事業者は個人情報保護法の対象外でしたが、平成29年5月30日からは、自治会・町内会を含む全ての事業者にも、法が適用されることとなりました。

法律が適用されると何が変わるの？

従来どおり個人情報を適切に取り扱っていれば大きな変更はありませんが、今後は個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

このガイドラインでは注意すべき点を紹介しますので、自治会活動の参考にしてください。

STEP 1

個人情報を集める前

個人情報を集める前には、その目的と利用内容を明確にする必要があります。
「必要かわからないけど、念のため…」と曖昧なまま集めてしまうことがないよう、以下の3つのポイントを確認してから次のステップに進みましょう。

① 個人情報の利用目的を決める

まず、なぜ個人情報が必要なのかを明確にしましょう。

例えば…

- 自治会の名簿を作成するため
- 文書を回覧するため
- 緊急時の支援活動のため など

② 必要な個人情報を検討する

①で決めた目的に沿って、名簿に必要な個人情報を検討します。
目的に不要なものは収集せず、必要最低限にしましょう。



文書を回覧するために地図を
作りたいから住所は必要だな…

生年月日は使用しないから
集める必要はないな…

③ 管理方法をルール化する

集めた情報をどのように管理するか、誰に配付するのかなど、
管理方法は①で決めた内容などによって異なります。
各自治会の実情に合わせて、みなさんで話し合って検討しましょう。

個人情報を集めるとき

個人情報を集めるときは、STEP 1 で決めた内容を明示し、本人の同意を得てから情報を提供してもらいましょう。

必ず行うこと

● 利用目的を明示し、本人の同意を得る

本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示することが原則です。



してはいけないこと

● 宗教・政治・本籍地にかかわる情報をもらう

これらは「個人の権利や差別にかかわる情報」のため、情報を収集することは禁止されています。



利用目的を明示するときは、文書ではなく、口頭でもいいの？

口頭でも問題ありません。ただし、口頭でのやりとりはあとで事実を確認することが難しいため、「言った」「言っていない」のトラブルにつながらないように注意することが必要です。

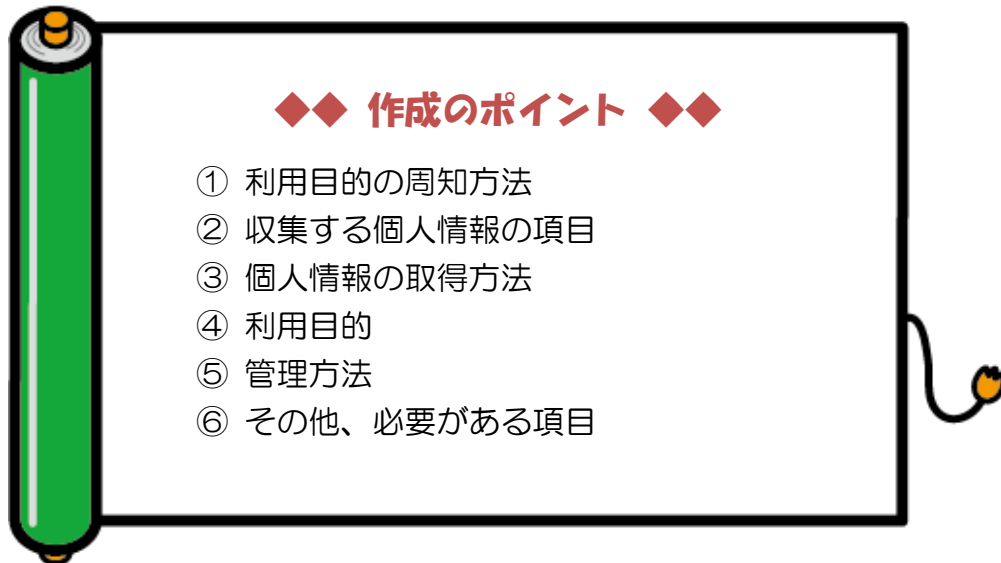
なるべく文書などを利用し、本人が利用目的をきちんと認識できるようにしておきましょう。



文書で利用目的を明示する場合、どんな風に作ればいいのか？

利用目的は、各自治会の実情に合わせたものにすることが重要です。文面や周知方法・時期についてもみなさんで話し合い、検討してください。

総会の資料に記載したり回覧板を利用したりなどして、最低でも年に1回は会員に明示できると良いでしょう。



例1) 通知等に記載する場合

～個人情報の取扱いについて～

会員の皆さんから収集した個人情報は、自治会の運営や文書の回覧、緊急時の支援活動のため等目的の範囲内で利用させていただきます。

また、提供いただいた個人情報は、法令等の定めのある場合を除いて、事前の同意をいただくことなく、利用目的以外に使用し、外部に提供いたしません。

なお、個人情報の内容に訂正・変更がある場合には、〇〇〇〇までご連絡ください。

例2) 取扱方法を定める場合

〇〇自治会 個人情報取扱方法
(令和〇〇年〇月総会議決)

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料、または回覧で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「〇〇自治会加入届」などを会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項とする。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) 会費請求、管理、文書の送付、総会で議決された事業等

(2) 会員名簿の作成及び地図の作成

(3) 災害時など緊急時における支援活動及び避難活動

(管理)

第6条 個人情報は会長又は会長が指定する責任者が適正に管理・保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 自治体、自治会連合会、地区連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校その他自治会であらかじめ決めた提供先に提供する場合

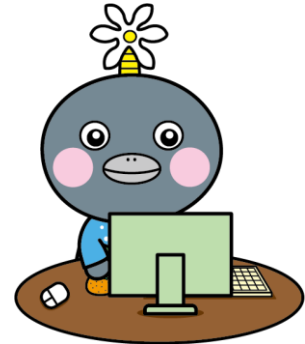
これはあくまで一例です。
各自治会の実情に合わせて
作成してください。



個人情報を保管しているとき

◆安全管理の徹底

STEP2で集めた個人情報の漏えい防止のため、以下の3点に注意し、適切に管理しましょう。



① 鍵のかかる場所に保管する

誰も見られるような場所に個人情報を置きっぱなしにしていますか？

➡ 個人情報であることを意識して管理しましょう。

- ・紙の名簿は鍵のかかる引き出しに保管する
- ・パソコンの個人情報ファイルにはパスワードを設定する など

② 古い情報は廃棄する

古い名簿を未だに持っていないですか？

処分するときそのままゴミ箱に捨てていませんか？

➡ 内容が古く不要になった紙の個人情報は、シュレッター等で細かく裁断し、適切に廃棄しましょう。

③ 配付先への呼びかけ

名簿などを配付する相手は、個人情報の取扱いについて理解していますか？

➡ 配付先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかけましょう！

◆訂正等の問合せ対応

STEP2で集めた個人情報の内容に誤りや変更があった場合のために、通知等に問い合わせ先を記載しておくとういでしょう。

本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応するようにしましょう。

個人情報を第三者に提供するとき

◆ 本人の同意の取得

本人以外の者に個人情報の提供を求められた場合は、特別な場合を除き、必ず本人の同意を得てから対応するようにしましょう。

特別な場合とは？

- 法令に基づく場合
例：警察からの照会
- 人の生命・財産を守る場合
例：災害発生時の安否確認
- 委託先に提供する場合
例：会員名簿の印刷を業者に委託



例えば「名簿に掲載される会員に対して配付するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。

個人情報の外部提供が初めから想定される場合は、あらかじめ利用目的に盛り込んでおくといでしょう。

◆ 提供先の記録

個人情報を第三者に提供するときは、いつ、誰に、何の情報を提供したか記録を残すことも適切な管理のひとつです。

また、個人情報が必要な理由も確認してから提供するようにしましょう。

◆ 委託先の監督

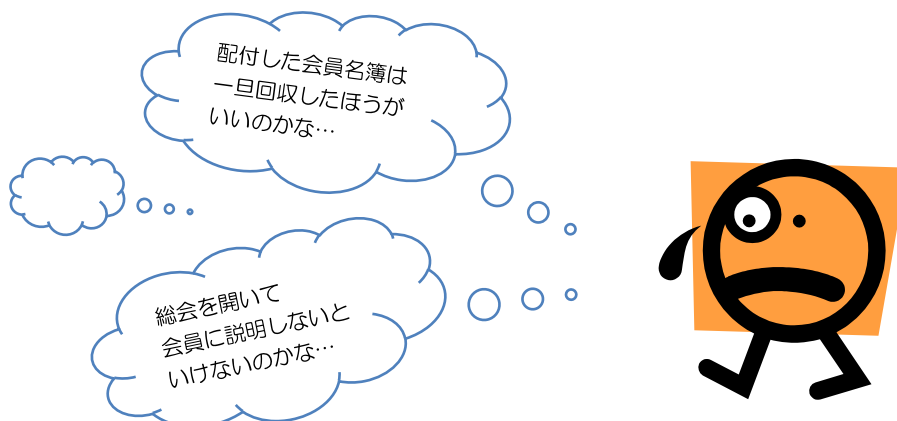
名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

※確認方法の例：情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記録した書面を渡す 等

CHECK

配付済みの個人情報の取扱い

さて、ここまでは新しく個人情報を集める場合を中心に説明してきましたが、すでに個人情報を収集し、名簿などを配付している自治会はどのような対応が必要になるのでしょうか。



➡ 特段何か行う必要はありません！

自治会の中で認識されている利用目的の範囲内で取扱いが出来ていれば、特段何か行う必要はありません。

盗難・紛失等ないように、引き続き適切に管理しましょう。

➡ きちんと管理できているか見直しましょう！

- ☐ 会員に対して個人情報の利用目的を明示していますか？
- ☐ 不必要な情報を収集していませんか？
- ☐ 本人の同意を得てから情報の収集・提供を行っていますか？
- ☐ 個人情報は適切に管理されていますか？

個人情報保護法が適用されたことをきっかけに、利用目的や管理方法など、現状の取扱い方法の見直しを行うことも大切です。

今後も個人情報をきちんと管理して、安全に活用しましょう。

よくある質問

Q 1. 新たに会員名簿を作成・配付する場合、変更のない会員は以前取得した情報をそのまま利用しても大丈夫ですか？

A. 以前、会員名簿を作成したときに、その会員に対して利用目的を伝え、同意を得られているのであれば、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q 2. 日中不在の家もあり、個人情報を集めることが大変なので回覧板に名簿をつけて記入してもらってもいいですか？

A. 本人が他人に見られることを承知で記入するのであれば問題はありませんが、他の人の目に触れることや、回覧されることに同意できない場合は記入する必要があることを明記しましょう。
あまり協力を得られないようであれば、収集方法を見直す必要があります。

Q 3. 利用目的を明示していませんが、しなくてははいけませんか？今更周知しなくても理解を得ていると思いますが…。

A. 個人情報を取り扱う際には、会員本人が利用目的をきちんと認識できるよう周知する必要があります。まずは、4ページの例1を参考に回覧板などを利用して周知するようにしましょう。
個人情報の利用目的や管理方法が明確になると、会員の理解や安心が得られやすくなります。

Q 4. 自治会未加入のアパート居住者に加入の勧誘をしたいので、大家さんに居住者の氏名を聞くことは可能ですか？

A. 大家さんが居住者に確認し、「自治会に情報提供をしてもよい」という許可を得ていれば可能です。同意がない場合には、居住者の情報をもらうことはできませんので、注意しましょう。

Q5. 仮に名簿が悪用された場合、責任の所在はどこになりますか？

- A. 内容にもよりますが、会員名簿の悪用によって情報が漏れ、名簿記載者に被害が生じた場合、情報を漏らした人は民法上責任が生じることがあります。

故意・過失を問わず情報が悪用されないよう、日頃から会員に対して個人情報保護の重要性を理解してもらえよう周知を徹底しましょう。

Q6. 法律の施行により個人情報の収集や利用に対する抵抗感が強く、敏感になった人が多くなり、なかなか理解が得られません。

- A. 個人情報保護法は「情報を出してはならない」という法律ではありません。個人情報が社会生活を送る上で必要な共通の財産であることを意識するものです。

まずは、名簿作成の目的や、自治会で決めたルールに則って適正に管理・運営していることを伝え、会員の理解を得られるようにしましょう。

また、災害時の安否確認や避難誘導など、自治会活動は自分の命と財産を守るためであることも理解してもらうことが大切です。

Q7. 災害時に備えて緊急連絡用の名簿を会員に配付したいのですが、問題ありませんか？

- A. 本人の同意があれば問題ありません。また、あらかじめ利用目的に災害時などの緊急時に使用する旨を明示していれば、同意を得たことになります。

ただし、同意が得られない方の個人情報は、配付する名簿から削除するなど適切な対応を心がけましょう。

Q8. 自治会の広報誌やホームページに活動写真を掲載したいです。

- A. 人物が特定できるようなものであれば、掲載について事前に本人の同意をとっておきましょう。

また、事前に撮影する旨を周知する、顔がわからないように遠方から撮影するなど配慮して撮影しましょう。

Q9. 高齢者など要援護者の把握のため、会員の生年月日や通院先、
家族の勤務先などの情報も収集しても問題ありませんか？

A. 本人の同意があれば問題ありません。ただし、具体的な病院や勤務先の名称については、特に慎重な管理が必要となります。通常使用する会員名簿とは別に管理する、特定の人にしか配付しないなどの配慮を行うとよいでしょう。

Q10. 個人情報の質問や相談はどこに問い合わせたらいいですか？

A. 以下の問い合わせ先を参考にしてください。

◆個人情報保護委員会

平成29年5月30日から、個人情報に関する監督・命令等の権限が、個人情報保護委員会に一元化されました。

個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。

個人情報保護法ダイヤル

☎ 03-6457-9849

受付時間：9時30分～17時30分
(土日祝日及び年末年始除く。)

◆那須烏山市の相談窓口

那須烏山市総務課行政グループ

☎ 0287-83-1117

受付時間：8時30分～17時15分
(土日祝日及び年末年始除く。)

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を

受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)

三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。



自治会のための
個人情報のガイドライン

平成29年7月 初版
令和8年7月 改訂

発行 那須烏山市総務課行政グループ
〒321-0692
栃木県那須烏山市中央1-1-1
TEL 0287-83-1117
FAX 0287-84-3788